

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年5月定例会
(2026年)

文教市民常任委員会記録

6月15日（月）

6月16日（火）

吹田市議会

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年5月定例会
(2026年)

文教市民常任委員会記録

会議日 6月15日(月)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年（2026年）6月15日（月）

開会 午後2時40分

散会 午後2時44分

○場 所

第2委員会室

○出席委員

委員長 井上真佐美

副委員長 林 恭 広

委員 後藤 恭 平

委員 後藤 久美子

委員 塩見 み ゆ き

委員 有 澤 由 真

委員 井 口 直 美

○欠席委員

委員 野 田 泰 弘

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

〔都市魅力部〕

部 長 脇 寺 一 郎

○議会事務局出席職員

主 査 新 宮 航 平

主 任 鈴 木 健 将

主 任 古 河 輝

○付議事件

議案第45号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例
の制定について

（署名又は押印）委員長

(午後2時40分 開会)

○井上真佐美委員長 ただいまから、文教市民常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日、野田委員は欠席されておりますので、御了承願います。

○正副委員長 (就任挨拶)

○井上真佐美委員長 次に、本委員会に付託されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査案件のとおりですので、よろしくお願いします。

これより議事に入ります。



○井上真佐美委員長 議案第45号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

初めに、ただいま議題となっております議案の提案説明については、省略することにしましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように決定します。

次に、資料要求があれば受けることにいたします。

○塩見みゆき委員 (資料要求)

○井上真佐美委員長 ただいま委員から資料要求がありましたので、理事者の皆様方には、その対応をよろしくお願いします。

なお、資料は、審査の都合上、あらかじめ事務局を通じてクラウド上などに掲載されるよう、委員長から重ねてお願いしておきます。



○井上真佐美委員長 以上で、本日の委員会を閉じたいと存じます。

次回は、6月16日(火曜日)午前10時に再開いたしますので、よろしくお願いします。

本日は、これにて散会します。

(午後2時44分 散会)

文教市民常任委員会審査案件

令和8年5月定例会
(2026年)

1 都市魅力部関係

議案第45号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定
について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年5月定例会
(2026年)

文教市民常任委員会記録

会議日 6月16日(火)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)6月16日(火)

開会 午前10時

閉会 午前10時37分

○場 所

第2委員会室

○出席委員

委員長 井上真佐美

副委員長 林 恭 広

委員 後藤 恭 平

委員 後藤 久美子

委員 塩見 み ゆ き

委員 有 澤 由 真

委員 井 口 直 美

○欠席委員

委員 野 田 泰 弘

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

[都市魅力部]

部 長 脇 寺 一 郎

文化スポーツ推進部長 中 嶋 花 苗

文化スポーツ推進課長 山 下 宏 樹

文化スポーツ推進主任 島 谷 智 美

○議会事務局出席職員

主 査 新 宮 航 平

主 任 鈴 木 健 将

主 任 古 河 輝

○付議事件

議案第45号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例
の制定について

閉会中の継続審査事項(行政視察)について

(署名又は押印) 委員長

(午前10時 開会)

○井上真佐美委員長 ただいまから、文教市民常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

なお、本日、野田委員は欠席されておりますので、御了承願います。

初めに、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することになります。

これより議事に入ります。



○井上真佐美委員長 議案第45号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○後藤久美子委員 今回の条例の改正につきましては、パブリックコメントが実施されていたかなというふうに思います。意見提出がゼロ件であったというふうに公表されているんですけれども、本条例改正に当たって、スポーツグラウンドを実際に利用されている団体さんや利用者の方々に対して、何かしら周知というか、こういうことになりますよというような、名称が変わる可能性がありますみたいな、そんな御案内があったりとかされていたのかというところ。利用者の皆さんが日常的に市のホームページを確認されているということはあまり分からないというか、利用されているとは限らないと思うんですけど、施設利用者さんであったり、利用団体への直接的な周知が行われていたのかどうかという、そこを確認したいというふうに思います。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 今おっしゃっていただきましたパブリックコメントにつきましては、市のホームページですとか、市報、あと公式SNS等で周知をさせていただきました。

利用者への周知というところにつきましては、以前にワークショップも行いまして、そこでも意見聴取ということをさせていただきました。そちらのほうで頂いた御意見等は反映させていただいております。

○後藤久美子委員 そのワークショップで意見が出されたということなんですけど、それはどちらに公表

されているんですか、一応調べたら出てくるようなものなんですか。どのような意見があったんですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 ワークショップの意見の内容でございまして、こちらは市のホームページのほうで公表させていただいております。

また、どういった要望があったかということにつきましては、グラウンドの多種目化ですとか、人工芝化、また、グラウンドに観客席を造ってほしい等の御意見を頂きました。

○後藤久美子委員 それらはもう反映される予定になっているということでしょうか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。

○後藤久美子委員 今後も利用者の方々にとってどうかというところの視点で、しっかり伝わるような広報であったり、意見聴取の場であったりというのを設けていただけたらいいなというふうに思いまして、一旦置かせていただきます。

○井口直美委員 よろしくをお願いします。ちょっと料金のことについてお伺いしたいんですけれども、ホームページを見たら、以前は2時間で区切っていた、今回は1時間貸しというふうに変更になっているんだろうと思うんですが、ナイターに関してはどのようなのでしょうか、教えてください。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 グラウンドの使用料についてですが、この条例の中では使用料は1時間につきの値段で設定をしております。

ただ、利用の区分につきましては、条例の施行規則のほうで2時間区分という設定をさせていただいておりますので、これまでと使用区分の変更はございません。ナイターの使用についても同様でございます。

○井口直美委員 ということは、名称は今回変えますという条例かと思うんですが、これの今の参考資料を見たら、ちょっと基本的なことなんですけど、野球場1時間につき1,100円というのが。野球場はこのままあるんですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 こちらの条例がスポーツグラウンドの条例となっておりまして、今回変更になりますのは中の島グラウンド、野球場か

らメイングラウンドに名称を変更しますが、ほかに市内には野球場が3施設ございます。そちらがございまして野球場の使用料はそのまま設定をしている状況です。

○井口直美委員 分かりました。ということは、中の島グラウンドの野球場はメイングラウンドに変更して、1時間につき2,200円になる。貸すのは2時間で貸すと。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。

○井口直美委員 ということは料金が上がるということですね。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 ちょっと資料では分かりづらかったかもしれないんですけども、塩見委員から要求いただいております参考資料を御覧いただくと分かりやすいかと思うんですけども、こちら、今回メイングラウンドは野球場全面の使用料を設定しております。これまでは、この野球場を半面ずつに区画を分けた状態でA面、B面として貸出しを行ってございました。これまでは、野球場の1,100円というのは、中の島で言いますとこの野球場の半面の金額でございまして、今回メイングラウンドは全面で設定しておりますので、その倍の2,200円という設定になっております。

○井口直美委員 ということは、市民さんは借りるときメイングラウンドといったらこれが全部、塩見委員の要求資料の全てのところを半分だけ借りるというわけじゃなくて、もう全部借りるという条件に変更ということですね。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 中の島グラウンド、メイングラウンドに変更した場合の貸出しにつきましては、まず全面の設定が2,200円で、半面貸しというところも設定をしております、そこが条例の新旧対照表、議案参考資料の20ページの備考の3に書いているんですけども、半面で使用するときには2分の1の使用料ということにしております。ですので、実際は全面貸し、半面貸しの使用というところも設定をしております。

○井口直美委員 分かりました。借りられる方にはすばらしいグラウンドに変更になったんですけど、こ

れを全て借りるというのは結構ハードルがあるかなと思って。ちょっとすみません、後ろをしっかりと見ていなかったんで申し訳なかったんですけど、半面貸しというのも募集されるということですね。

それからもう一つ、あとホームページの件ですけど、これは条例が通ったらいついつから使えますよという周知はしていただけるんですよ、もちろん。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員おっしゃるとおりでございます。

○井口直美委員 あともう一つだけ、使用料なんですけど、市民と市民以外というのは料金変更というか、設定はしているんですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 こちら、条例の別表に記載している料金は市内の設定になっておりまして、市外の団体の方が利用するときは倍の金額になっております。

○井口直美委員 分かりました。ありがとうございます。

○後藤恭平委員 すみません、塩見委員の要求資料を使わせていただきます。

この図面、予定図で見ていると、サッカーで取られる方は全面じゃないといけないという立てつけになるんですか。半面を野球かどこかが使っていたら、サッカーは取れませんよという感じになるんですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 今回、野球場を人工芝化し、多種目、多目的に御利用いただけるグラウンドというところで改修を行っております。

運営につきましては、こちら利用料の設定はまず全面貸しで一旦設定をしておるんですけども、実際の運営につきましては、この全面を半分に割るよう移動式のフェンスを常設して区切る予定をしております。こちらの図面上で見えただけでしたら、少年サッカーのコートと大人のサッカーコートがあるんですけども、分かりやすいように少年サッカーコートが1面になっておるんですが、実際は少年サッカーコートが3面と大人のサッカーコートが1面で野球のマウンドがあります。実際の運用につきましては、大人のサッカーコートを、例えば公式試合等で全面を使う場合は全面借りていただくんですけども、ドリブルの練習ですとか、シュートの練

習という場合であれば半面でも使っていただけます。
また、フェンスで区切っておりますので、片面が野球、片面がサッカーという多種目で同時に使っていただくという運営方法で今検討しております。

○後藤恭平委員 例えば野球に半面使うとするじゃないですか、残りを少年のサッカーが使おうと思ったら今言われた3面じゃないですか。残り何面を使えるという形になるんですかね、野球が半面使いましたとなったら。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 野球に半面使われた場合、サッカーコートで言いますと少年サッカーのコートが1面になります。

○後藤恭平委員 なるほど。その場合も半面の利用料という感じになるのかな。3面あって1個使ったら半面を使ったということになるということですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。

○後藤恭平委員 全面を使うと3面使えてあれやけど、片っぱ野球に使われていたら、残りは1面しかないですよということで半分を払うということになるよね、今の話だったら。3分の1にはならないんや、そこは。野球じゃない用途やったら2面使っていいですよとか、そういう臨機応変なやり方があるということかな。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 基本的には半面貸しか、全面貸しの2パターンでの運用で考えております。

○後藤恭平委員 ということは、3面あって、真ん中の1面を使えるというときは全面を借りたときのみということですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。

○後藤恭平委員 分かりました。

この図面どおり線引きをされるんですか、ラインって。現実はこの白いラインはなしという形ですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 実際のラインにつきましては、野球のラインについては白色でラインを引きます。大人のサッカーコートにつきましては赤色で、少年サッカーコートにつきましては青色でラインを引く予定をしております。

○後藤恭平委員 野球のコート、全部この図どおりに白で引かれるという形ですか、1・2塁間とか2・3塁間は普通、線を引かないじゃないですか。

○山下宏樹文化スポーツ推進室参事 今、塩見委員から要求いただいている資料で御覧いただいているかと思うんですけども、野球場は2面取れるんですけども、実際にはこの神崎川の方面の野球の線というのは引いておりませんで、実際に野球として使用される場合には、マウンド等を実際に持ち運んで設営するという形になっております。

○後藤恭平委員 管理棟側のほうは線を引いているよということなのかな。これはだから1・2塁間と2・3塁間はもう白い線が入ってあるの、引かないよね普通、野球って。ファウルラインしか引かないですよ。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 マウンドにつきましてはベースがあるんですけども、白線については人工芝用のラインがありますので、それで引く予定でございます。

○中嶋花苗文化スポーツ推進室長 ちょっとその点については確認をさせていただきたいと思います。

○後藤恭平委員 ちなみになんですけど、このマウンドは軟式野球、硬式は駄目だよね、軟式野球の寸法で取っているということなんかな。ソフトボールとかするときとは別で、線は自分で引いてくださいという形かな。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。少年野球ですとか、ソフトボールの場合の白線については、利用者の方で引いていただいているという形で考えております。

○後藤恭平委員 芝の中に土を残しているじゃないですか、これも位置がずれるじゃないですか、全然違うんですよ、場所、マウンドも違うし。それは、例えばソフトボールとかやったら大分、軟式野球より近いんですけど、マウンドが芝に当たっちゃうみたいなことはないよね。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 少年野球ですとか、野球のコートが短くなる場合は、ピッチャーマウンド等については別で人工芝のシートを備品で購入しておりますので、そういったものを使って対応

しようと思っております。

○後藤恭平委員 芝の上で投げるの、マウンドじゃなくて。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 人工芝の上に、別で置き型のマウンドのようなものを用意しておりますので、そちらを使って利用いただくという形になります。人工芝の上に置くプレートです。

○後藤恭平委員 それはもうすなわち、芝の上で投げなさいということだよ。芝の上にプレートだけぽんと置いて、そこで投げてくださいねということになるよね。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。

○後藤恭平委員 分かりました。また確認させていただきます。

ちなみになんですけど、条例の最初の高野台のほうの所在を変えたというか、住居表示から地番に変えていると思うんですけど、この住居表示はそもそも間違っていたんやね。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。もともと管理棟がないため住居表示ではなく、地番表記というところが正しいというところが発覚しましたので、このたび訂正をさせていただいたという形です。

○後藤恭平委員 これまで幾度となく改正しているじゃないですか、条例。そのときずっと気づかんまま、住居表示のままを置きっ放しにしていたということですか。これは他人のおうちに行くやん、言うたらね。平成十何年からずっと条例があるけど、そこからずっと地番で表記せなあかんのになんてずっと住居表示にしまっていたということなのかな。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。

○塩見みゆき委員 資料ありがとうございます。ちょっとお聞きしたいこと、大分今、皆さんが聞いていただいたので、大体理解いたしました。

それで、移動式のフェンスということだったんですけども、それは結構高さがあるんですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 フェンスの高さは1.5mでございます。

○塩見みゆき委員 とすると、例えば片面は野球して片面はサッカーということも可能なんですよ。

そういう場合、サッカーボールというより野球のボールがこっち側の違うコートの方に入ってくる可能性というのはあるかなと思うんですけど、そういう場合、大丈夫なんですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 野球のボールがもう片方に飛ぶというところに関しては、可能性がゼロではないとは思ってはいるんですけども、ある程度の距離がある中ですので、そこは一定フェンスで制限できるかなと思っております。

○塩見みゆき委員 やってみたいとちょっと分からないですね。

それと、ここは今まで地域の体振さんとか、いろんな団体さんがグラウンドゴルフに使われたりとか、そういうことがあったと思うんです。それについては今後どうなるんでしょうか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 今回、野球場を人工芝化するというところで改修を行います、運用面については基本的に現状どおりの予定をしております。ですので、市が委託している主催事業すとか、共催事業についてはこれまでどおり事前に調整等を行う予定をしております。

○塩見みゆき委員 そうしたら、そのときの料金は無料であったりとか、今までの扱いとは変わらないということでしょうか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 市が主催している事業等であれば無料でさせていただくという形で変わりはございません。

○塩見みゆき委員 その地域の体振さんが使われていたときというのはどういうふうな扱いになっていたんでしょうか、今まで。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 地域で使われているものについては、市が地域の方に委託している事業になります。それで、無料でさせていただいておりました。

○塩見みゆき委員 分かりました。

ごめんなさい、もう一つだけ確認。大人用のサッカーのときは全面貸しということでしたかね、分かりました。

○井上真佐美委員長 先ほどの後藤委員の質疑で保留となっていました答弁を受けることにします。

○中嶋花苗文化スポーツ推進室長 先ほど後藤委員から御質問いただきました1・2塁間、2・3塁間のラインにつきましては引かれたいものとさせていただいています。

○林 恭広副委員長 よろしく申し上げます。今のラインの話と、出てきていなかった話かなと思うので、1塁ベース、2塁ベース、3塁ベースのところに、マウンドは置き型のマウンドというふうにお話が出ていたんですけど、これは今すみません、塩見委員の資料を見ているんですけども、土になっているか、土じゃないかちょっと分からないんですけど、絵としてはそこにベースと、ベースの近くに茶色いものがあるというような形になっているんですけど、そういうのも移動式で用意されるという御予定をされているんですか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 図面を見ていただいて、管理棟側の野球場の半面につきましては、ピッチャープレートとホームベースというところは固定になっております。マウンドは土になっておりまして、反対側、左側の面につきましては、ホームプレートについては固定になっておりますが、ピッチャーマウンド等がございませんので、そこは移動式のピッチャーマウンドを利用するという形になっております。2塁ですとか、3塁のベースにつきましては、人工芝にかむようなベースがございますので、そこは購入をして貸出しをするという形になっております。

半面に分けたときの管理棟側は各塁は土になっているんですけども、反対側のコートについてはホームベース以外のところは人工芝になっていますので、その上にベースを置くという形になっております。

○林 恭広副委員長 ベースが固定できるというようなお話だったんですけど、それが多分塁間が違うと思うんですよね、ソフトボールとか、野球とか、少年野球とか、大人とか、いろいろなところで。それも対応されるんですか、多分置くだけのベースかなと思うんですけど。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 人工芝にかむよ

うな形のベースになっております。

○林 恭広副委員長 置くだけのという認識でよろしいですね。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 委員のおっしゃるとおりでございます。

○林 恭広副委員長 あともう一点だけすみません、後藤久美子委員が質問されているときに御回答いただいておりますワークショップで要望があった件で、観客席を設けてほしいというようなお話も、今御答弁聞いている感じだったら、観客席ができるというふうな認識に今なっているんですけど、それは観客席ができるという認識でよろしいのでしょうか。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 観覧スペースというようなイメージでして、こちらは公園みどり室、公園側の整備になるんですけども、観覧スペースは幾つか設ける予定をしております。

○林 恭広副委員長 多分今あるものとちょっと似たような感じかなと思うんですけど、それは理解できました、ありがとうございます。

あとは、指定管理入っていくと思うんですけど、管理者がこのグラウンドに対して今までやっていたことと、これからできてやっていくことでいうと、市民へのサービスが、サービス提供として増えるのか、仕事量としてということがもしおありやったら、なかったらなかったで結構なんですけど、お答えいただけたらと思います。

○島谷智美文化スポーツ推進室主任 改修後の運用等については特に変更はございませんので、サービスにつきましてもこれまでどおりと思っております。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第45号に対する質疑は終了します。

続いて、討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。



○井上真佐美委員長 暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時32分 再開）

○井上真佐美委員長 委員会を再開します。

次に、閉会中の継続審査事項（行政視察）についてを議題とします。

今年度の本委員会の行政視察については、事前の委員間協議において実施することを確認させていただきました。

それでは、希望する視察項目があれば発言を受けることにします。

○後藤久美子委員 吹田市に今求められているものが何かなというところとかみ合わせてちょっと考えていたんですけど、まず、これは提案なので、ちょっと箇条書きしていただけたらなというふうに思うんですけど、市民部所管でいうと、豊島区役所、官民連携での公共施設再編をされている、行政DXを市民部が主体となってされているようなところですよ。渋谷区役所というのも行政DXになるので、ただ、ここがちょっと所管ともしずれていたら嫌だなというところでちょっと一旦お取り置きしておいていただきたいなというところです。

あと学校教育部所管でいうと、TOKYO GLOBAL GATEWAYという体験型の英語教育施設になっていまして、これもなかなかいい施設だなというふうに思っております。

あと、港区立みなとパーク芝浦というところがありまして、ここが区の最大級の公共複合施設になっているところで、ここはスポーツセンターであったり、介護予防センターとか、そういったところも複合されているような施設になっておりました。一応この辺りを提案というふうにさせていただきます。

○塩見みゆき委員 どの自治体というのはちょっとごめんなさい、ないんですけど、商店の活性化とか、それから、中小業者支援のようなものが、先進的な

取組をされているようなところがあれば視察させていただきたいなというふうに思います。

○有澤由真委員 長崎になるんですけれども、長崎のスタジアムシティがありまして、そちらで民間も加わって、サッカーであったり、スポーツとか、シティープロモーションであったり、いろんなことをやっていますので、そこはちょっと気になるかなと思って見ていました。

ほかには、どこの自治体がいいのかちょっと分からないんですけれども、今後本市でも青少年クリエイティブセンターの構想とか、いろいろやっていたと思いますので、青少年クリエイティブセンターとか、青少年のことに関する先進自治体に行けたらいいのかなというふうに考えておりました。

○井口直美委員 ちょっと地味なんですけど、自治会の先進事業の取組をDX等とかを使ってやっている市、広島市と福岡市があるんですが、これは結構、福岡市は地域活動の形を変えようとしているみたいなので、その辺を市民部の所管としてちょっと行ってみたいと思います。

○後藤恭平委員 場所はどこでもいいんですけど、学校の統廃合とか、校区の変更とかを上手にやったところとか、東京都やったら青梅市とか三鷹市と出てきたけど、どこでもいい、近所でもいいです、全然。

○井上真佐美委員長 たくさん出していただきましたので、また検討させていただきます。

それでは、今年度の本委員会の行政視察については実施することとし、日程としては令和8年（2026年）8月18日（火曜日）から8月19日（水曜日）の二日間とするとともに、視察先等につきましては委員長に一任していただくことにしましても御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ありませんので、そのように決定します。

なお、詳細が決まり次第、委員長から議長に対し、委員派遣承認要求をいたします。



○井上真佐美委員長 以上で、文教市民常任委員会を閉会します。

（午前10時37分 閉会）